

令和5年(行ウ)第7号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事 村岡嗣政

意見書

2024年10月4日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川 瞳

原告らは、令和6年10月1日付の被告の証拠意見に対して、以下のとおり意見を述べる。

第1 被告の証拠意見について

稲正樹教授の人証申請について必要性がない旨の意見を述べているが、稲教授の意見書が提出されていない段階において、人証調べの必要性を判断することはできない。

第2 立証趣旨について

- 1 被告は、原告らの主張する立証趣旨の(2)のみを取り上げて、稲教授の知見が必要ないと主張するものである。また、被告は、稲教授が村岡知事による参拝を実際に目撃していないことをもって、稲教授からの証言を得る必要性がない旨も主張している。

しかし、原告らは、立証趣旨(1)及び(3)も主張している。そして、原告らは、「山口県知事」という職にある村岡知事が「護国神社」に公務として参拝したことを問題としているのであるから、専門家が実際に参拝を目撃しているか否かは、専門的知見の必要性を左右しない。

- 2 被告は、稲教授が原告らの立証趣旨に相応しい専門的知見を有するとは言いがたい旨を主張するが(証拠意見第2の4)、稲教授は、以下のような経歴も有しているから、政教分離の法理とその事実分析についての専門的知見がある。

<所属団体等>

1969年～現在 靖国神社国営化阻止道民連絡会議キリスト者グループ会員、靖国神社国営化阻止キリスト者グループ会員

1984年～1988年 岩手靖国違憲訴訟を支援する会副会長

2023年～現在 政教分離の侵害を監視する全国会議代表幹事

<公開講演会>

「ヤスクニ問題をめぐる戦後の歩みを振り返って」(2023年11月25日、

於：新宿区西早稲田の日本キリスト教会館)

<論文>

「信教の自由と政教分離の憲法学——合祀拒否訴訟に焦点を当てて」憲法研究者と市民のネットワーク（略称：憲法ネット 103）（編）『混迷する憲法政治を超えて』（仮称）有信堂、2025年7月刊行予定所収

以上